

第3回嬉野市議会定例会

(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
59	【新旧対照表】嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
60	【新旧対照表】嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	2
61	【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例	3
76	50万円以上の債権放棄の内訳	4

諮問番号	諮問資料名	頁
1	人権擁護委員候補者の推薦について	5
2	人権擁護委員候補者の推薦について	6
3	人権擁護委員候補者の推薦について	7

【新旧対照表】嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
選挙管理委員会委員長	年額 180,000円	"	選挙管理委員会委員長	年額 180,000円	"
選挙管理委員会委員	" 110,000円	"	選挙管理委員会委員	" 110,000円	"
選挙長	1回につき 10,600円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。	選挙長	日額 10,600円	行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。
投票所の投票管理者	日額 12,600円	"	投票所の投票管理者	" 12,600円	"
共通投票所の投票管理者	" 12,600円	"	共通投票所の投票管理者	" 12,600円	"
期日前投票所の投票管理者	" 11,100円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	"	期日前投票所の投票管理者	" 11,100円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	"
開票管理者	1回につき 10,600円	"	開票管理者	" 10,600円	"
選挙立会人	" 8,800円	"	選挙立会人	" 8,800円	"
投票所の投票立会人	日額 10,700円	"	投票所の投票立会人	" 10,700円	"
共通投票所の投票立会人	" 10,700円	"	共通投票所の投票立会人	" 10,700円	"
開票立会人	1回につき 8,800円	"	開票立会人	" 8,800円	"
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	"	期日前投票所の投票立会人	" 9,500円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額	"
(略)			(略)		

【新旧対照表】嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>3 当分の間、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者の救護、当該感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理、当該感染症の患者を移送するため市長が借り上げた施設の内部における当該患者に対する生活支援その他の作業のうち規則で定める作業に従事したときは、第5条第1項の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>4 前項の手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき4,000円を超えてはならない。</p>	<p>附 則</p>

【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(固定資産税の納稅義務者等)</p> <p>第54条 略 2~7 略</p> <p><u>8 家屋の附帶設備 (家屋のうち附帶設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帶設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帶設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</u></p>	<p>(固定資産税の納稅義務者等)</p> <p>第54条 略 2~7 略</p>

(議案第76号 参考資料)

50万円以上の債権放棄の内訳

番号	所管課名	債権の内訳	措置	件数	債権の額 (円)	放棄した理由
1	環境下水道課	水道使用料	債権放棄 (議会議決)	14 件	1,605,830	債務者が破産しており、債権を回収することができる見込みがないため。
2	環境下水道課	水道使用料	債権放棄 (議会議決)	74 件	3,662,543	債務者が破産しており、債権を回収することができる見込みがないため。
3	環境下水道課	水道使用料	債権放棄 (議会議決)	3 件	901,256	債務者が破産しており、債権を回収することができる見込みがないため。